

北海道療育園改築整備にかかる基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

北海道療育園改築整備にかかる基本設計業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 事業の趣旨・目的

社会福祉法人北海道療育園（以下「法人」という。）は、昭和44年の開設以来、「福祉施設は社会の共有財産」を基本理念のひとつに掲げ、重症心身障害児者への入所支援をはじめ、医療・看護・介護・在宅支援等の各事業に情熱をもって取り組んできました。

現在の施設は、6病棟のうち5病棟が築後50年を超え、建物の老朽化および狭隘化が著しい状況にあります。こうした状況は、現行の障害福祉施策が求める個室化・ユニット化への対応、ノーリフト介護の実現に必要な天井走行式リフトの設置、ICT・医療機器等の配置に対応できる設備環境の整備等、いずれも既存施設の継続使用では対応が困難な課題として累積しています。

また、2040年を見据えた中長期的な経営環境として、生産年齢人口の著しい減少が見込まれており、医療・介護分野における人材確保はますます困難となることが予測されます。このような状況のもと、法人が担う重症心身障害児者支援の機能を持続的に提供し続けるためには、職員が少人数でも安全かつ効率的に質の高いケアを提供できる施設構造への転換が不可欠です。

こうした背景のもと、法人は創立60周年にあたる令和11年（2029年）の着工を目標として、拠点施設の改築及び既存施設の改修に着手することとし、その第一段階として基本設計業務を委託するものです。

本業務は、北海道療育園の施設整備にあたり基本設計を行うものです。改築・改修の範囲・方法・規模等については、北海道療育園と受託者が協働しながら検討・確定していくものとする。

本プロポーザルは、上記業務を委託するにあたり、重症心身障害児者施設をはじめとする医療福祉施設の建築設計に係る高度な専門性と豊富な実績を有し、法人の理念・方針を深く理解した上で、北海道療育園とともに最適な施設づくりを協働して進めることのできる設計者（設計等共同体）を選定することを目的として実施するものです。

第2 業務概要

(1) 業務名

北海道療育園改築整備にかかる基本設計業務委託

(2) 業務内容

本業務は、北海道療育園（旭川市春光台4条10丁目）の施設整備にあたり、基本設計を行うものとする。改築・改修の範囲・方法・規模等については、北海道療育園と受託者が協働しながら検討・確定していくものとし、業務の詳細については別紙「北海道療育園改築整備にかかる基本設計委託業務特記仕様書（案）」のとおりとする。

なお、添付の特記仕様書（案）に記載されている整備計画・諸室構成等はあくまで現時点における検討案であり、基本設計業務の中で受託者と協議の上、確定するものとする。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和 9 年 9 月 30 日まで

(4) 予算規模

改築整備にかかる費用の目安は本体工事（電気・機械設備工事・外構工事・設計・調査費、既存建物解体工事費を含む。）を含む総事業費とする。なお、添付の特記仕様書（案）に記載されている整備計画・諸室構成等はいくまで現時点における検討案であり、基本設計業務の中で受託者と協議の上、確定するものとする。

(5) 実施要領等の交付

本プロポーザルに関する実施要領及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和 8 年 6 月 11 日（木）から令和 8 年 7 月 24 日（金）まで

イ 交付方法

社会福祉法人北海道療育園ホームページからダウンロードすること。

ホームページ URL <https://www.hokuryo.or.jp/>

第 3 問い合わせ及び提出先

北海道療育園 法人事務局 担当 松倉

住所 〒071-8144 北海道旭川市春光台 4 条 10 丁目

電話 0166-51-6524

FAX 0166-51-6871

Mail ryoikuen-proposal@hokuryo.or.jp

ホームページ <https://www.hokuryo.or.jp/>

第 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす設計等共同体であること。

【共通要件】（構成員全員が満たすこと）

(1) 旭川市令和 7・8 年度建設工事等競争入札参加資格者名簿（建築設計）に登録されていること。

(2) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けており、営業年数が 5 年以上あること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている

者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

(6) 公告の日から契約締結日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けていないこと。

【共同体要件】

(7) 構成員の数は 2 者ないし 3 者であること。うち 1 者は旭川市内に本店、支店又は営業所を有すること。

(8) 設計等共同体の代表者は、平成元年 4 月 1 日以降に、次のいずれかの用途に供する施設の新築・増築または改築工事に係る設計実績を有していること。

ア 200 床以上の病院

イ 障害者総合支援法または児童福祉法に規定された定員 100 人以上の障害者入所施設等

(9) 設計等共同体の各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計等共同体の構成員ではないこと。

(10) 設計等共同体協定書を締結していること。

(11) 結成される設計等共同体にあっては、「旭川市建設工事等共同企業体運用基準」を参照し、これに準拠すること。なお、本実施要領に明記されている要件以外の事項については、同運用基準の定めによるものとする。

第 5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 設計等共同体協定書（様式第 2 号）

ウ 協力事務所参加届（様式第 3 号）※協力事務所がある場合

エ 設計実績調書（様式第 4 号）※平成元年 4 月 1 日以降の実績

オ 技術者数調書（様式第 5 号）

カ 設計チーム一覧（様式第 6 号）

キ 配置技術者の経歴等（様式第 7 号） ※管理技術者・主任担当技術者ごとに提出

ク 各証明書類 ※記載内容を証明する書類（詳細は各様式の注記を参照）

(2) 提出期限

令和 8 年 7 月 2 日（木）午後 5 時

(3) 提出場所

第 3 に同じ

(4) 提出方法

ア 正本 1 部を提出すること。電子メールによる場合は PDF 形式とし、正本 1 部に代えることができる。ただし、押印のあるものについては紙の原本を別途提出すること。

イ 持参（受付時間：午前 9 時～午後 5 時、土日を除く）、郵送（書留または特定記録郵便など配達記録が残る方法に限る。期限内必着）または電子メールによること。FAX によるものは受け付けない。電子メールによる場合は、件名を「【参加表明書提出】（共同体名称）」とし、PDF 形式で送付すること。なお、ファイルサイズが大きい場合は、暗号化通信に対応したファイル転送サービスを利用することができる。いずれの方法による場合も、送信後は必ず電話にて着信確認を行うこと。

(5) 提出書類作成時の留意事項

ア 提出書類は A4 版（図面等を除く）で作成すること。

イ 提出期限以後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

ウ 提出後に辞退する場合は、令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 5 時まで、理由を付した辞退届（様式第 8 号）を提出すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び技術提案書提出要請

第 4 に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和 8 年 7 月 3 日（金）までに確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、技術提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び技術提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

第 6 業務実施上の条件

(1) 参加申込は、設計等共同体が、管理技術者及び総合・構造・電気・機械の各業務分野を分担する主任担当技術者から構成される「設計チーム」を編成して行うこととする。

(2) 当該「設計チーム」の各構成員は、以下の要件を満たす者とする。なお、各構成員は設計等共同体の構成員（代表者を含む）または協力事務所に所属する者であつて、それぞれ 3 ヶ月以上の雇用関係を有することとする。

ア 管理技術者

- ① 設計等共同体の代表者に所属する一級建築士とする。
- ② 構造の主任担当技術者との兼務を認める。

イ 総合の主任担当技術者

- ① 設計等共同体の代表者に所属する一級建築士とする。
- ② 構造の主任担当技術者との兼務を認める。

ウ 構造の主任担当技術者

- ① 設計等共同体の代表者若しくは構成員または協力事務所に所属する構造一級建築士又は一級建築士、二級建築士とする。
- ② 管理技術者又は総合の主任担当技術者との兼務を認める。

エ 電気の主任担当技術者

- ① 設計等共同体の代表者若しくは構成員または協力事務所に所属する一級建築士、技術士（電気電子部門）、建築設備士、一級電気工事施工管理技士または二級電気工事施工管理技士とする。
- ② 機械の主任担当技術者との兼務を認める。※ZEB プランナーとの兼務は力を参照

オ 機械の主任担当技術者

- ① 設計等共同体の代表者若しくは構成員または協力事務所に所属する一級建築士、技術士（機械部門または衛生工学部門）、建築設備士、一級管工事施工管理技士または二級管工事施工管理技士とする。
- ② 電気の主任担当技術者との兼務を認める。※ZEB プランナーとの兼務は力を参照

カ ZEB プランナー連携体制

ZEB（省エネや再生可能エネルギー）を設計に組み込む場合には、必要に応じて ZEB プランナー登録事業者との連携を想定しておくこと。当該 ZEB プランナーは補助金申請も含め業務支援を行うことができる者とする。なお、設計等共同体の構成員または協力事務所に ZEB プランナーが在籍する場合は、電気または機械の主任担当技術者との兼務を認める。

(3) 当該「設計チーム」の各構成員は、他の「設計チーム」の構成員を兼ねることはできません。

(4) 同一の参加申込者からの設計チームは、1 チームに限ります。

※協力事務所は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による建築士事務所とする。

※一級建築士、構造一級建築士、二級建築士は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく資格を有し、かつ同法に基づく定期講習を受講している者とする。

※ 本要領において「一級建築士」とは、構造一級建築士及び設備設計一級建築士を含むものとする。

第7 技術提案書作成要領

技術提案書の作成にあたっては、別紙「参加申込書・技術提案書作成要領」によるものとする。本プロポーザルは設計「案」ではなく設計する「人」を選定することを目的としており、業務実施にあたっての課題に対する設計者としての考え方・解決方法等を技術提案として求めるものである。なお、「建築設計業務委託の進め方」（国土交通省・平成30年5月）では「事業の特性に応じた柔軟な運用を妨げるものではない」とされていることから、本施設が重症心身障害児者を対象とした医療福祉施設という特性を踏まえ、技術提案において透視図・平面図・模型写真等を用いた視覚的な表現を可能とする。ただし、提案は文章での表現を基本とし、視覚的表現はその補足として用いること。

(1) 提出書類

- ア 技術提案書表紙・目次（様式第9号）
- イ 業務履行方針（様式第10号）A4判縦2枚以内
- ウ 課題に対する提案（様式第11号）A3判横3枚以内
- エ 過去の設計実績（様式第12号）A3判横1枚以内
- オ 参考見積書（様式第13号）

(2) 提出期限

令和8年7月24日（金）午後5時

(3) 提出場所

第3に同じ

(4) 提出方法

- ア 正本1部を提出すること。電子メールによる場合はPDF形式とし、正本1部に代えることができる。ただし、押印のあるものについては紙の原本を別途提出すること。
- イ 持参（受付時間：午前9時～午後5時、土日を除く）、郵送（書留または特定記録郵便など配達記録が残る方法に限る。期限内必着）または電子メールによること。FAXによるものは受け付けない。電子メールによる場合は、件名を「【技術提案書提出】（共同体名称）」とし、PDF形式で送付すること。なお、ファイルサイズが大きい場合は、暗号化通信に対応したファイル転送サービスを利用することができる。いずれの方法による場合も、送信後は必ず電話にて着信確認を行うこと。

(5) 技術提案に求める課題

各提出書類の作成にあたっては、別紙「参加申込書・技術提案書作成要領」によるものとする。技術提案に求める課題は以下のとおりとし、課題1・課題2・課題3はいずれも必須とする。各課題への提案にあたっては、法人の基本理念を踏まえた提案とすること。

課題1「暮らす・支える・備える」（居住環境・ノーリフト・ICT・感染対策・災害対応） ※必須

336名が生活継続する病院施設として、生活と安全な医療提供を両立しながら、人材不足の時代においても質の高いケアと医療を継続できる環境と、感染症・災害への万全な備えを実現するための建築・設備計画について、以下の事項を盛り込んだ提案とすること。なお、提案にあたっては予算・工

期・施設運営の観点から実現可能な内容とすること。

- 個室化・ユニット化による生活空間と活動空間の分離
- 行動障害・異食等の多様な利用者特性への対応
- 酸素・吸引パイピング、人工呼吸器等の医療機器使用を前提とした居室・病棟計画
- 天井走行式リフト等のノーリフト介護を前提とした建築計画
- ICT・セントラルモニター・電子カルテ連動を前提とした設備計画
- 少人数でも安全・効率的に運営できる動線・ゾーニング計画

課題2「続ける・つなぐ」（持続可能性・建替え計画・コスト管理） ※必須

次の世代にわたって重症心身障害児者を支え続けるために、現施設を稼働させながら建て替えを実現する必要がある。法人の理念と将来ビジョンを踏まえながら、持続可能で経済的な施設整備のあり方について、以下の事項を盛り込んだ提案とすること。なお、提案にあたっては予算・工期・施設運営の観点から実現可能な内容とすること。

- 工事中も 336 名の生活を継続させるための段階的な建設計画・工程計画
- 現敷地内における最適な建設位置・配置計画
- 平屋・多層階等の建物形態と動線・維持管理の効率化
- 寒冷地仕様の省エネ・ZEB 化に向けたコンパクトかつシンプルな建築・設備計画
- ライフサイクルコスト（LCC）を抑制した維持管理しやすい構造

課題3「その他」（自由提案） ※必須

設計候補者独自の視点で自由に提案すること（以下は参考）。

- 北海道療育園の基本理念を踏まえた施設づくりへの独自の考え方
- 病院・障害者支援施設・社会福祉施設等の設計経験から得た独自の知見・提案
- 利用者・家族・職員すべての well-being を実現する空間づくりの視点

第8 施設見学会

(1) 本施設の概要を理解した上で技術提案書を作成していただくため、施設見学会を次のとおり実施する。

ア 実施日 令和8年6月25日（木）・26日（金） 午後1時30分～午後3時30分

イ 実施場所 北海道療育園（旭川市春光台4条10丁目）

ウ 対象者 参加希望者（参加表明書提出前でも参加可能）

エ 申込方法 電子メールにより第3の提出先に申し込むこと。件名を「【施設見学会申込】（共同体名称または事務所名）」とし、参加者氏名・所属を記載すること。

オ 申込期限 令和8年6月17日（水）まで

(2) 施設見学会への参加は任意とする。参加しないことを理由に不利益な扱いはしない。

(3) 施設見学会において知り得た情報は、本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。

第9 質疑応答等

(1) 参加表明書及び技術提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。

ア 受付期間 令和8年6月11日(木)から令和8年7月10日(金)午後5時まで(休日を除く、午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 電子メールによること。件名を「【質問】(共同体名称)」とし、メール本文に質問事項を記載すること。送信後は必ず電話にて着信確認を行うこと。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年7月15日(水)までに法人ホームページ上に質問内容及び回答を公表する(質問者名は公表しない)。なお、質問者に対しては電子メールにより個別に回答する。

(3) 質疑事項の内容により回答できない場合がある。

第10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 審査委員、担当職員その他の関係者に対して、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為または不正な接触を行った場合

第11 審査方法及び評価基準

1 審査委員会の設置

技術提案書の審査・評価及び設計候補者の選定を行うため、北海道療育園改築整備にかかる基本設計業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査方式

審査は次の2段階で行う。

【第1次審査】(書類審査)

参加表明書等の内容を審査委員会が審査し、評価得点上位5者を技術提案書の提出予定者として選定する。

【第2次審査】(技術提案書審査・プレゼンテーション・質疑)

第1次審査により選定された者を対象に、提出された技術提案書に係るプレゼンテーション及び質疑を次のとおり実施し、審査委員会において設計候補者(最優秀者)及び次点者を各1者選定する。

(1) 実施方法

ア 審査は非公開で行う。

イ 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション 30分、質疑 15分の計 45分とする。

ウ プレゼンテーションは、提出された技術提案書に記載された提案内容の範囲で行うこととし、追加資料の配付は禁止する。ただし、提出された技術提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。

エ プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて 4名以内とし、管理技術者が必ず出席すること。管理技術者の代理出席は認めない。

オ 欠席した場合は、技術提案書の審査・評価及び選定から除外する。

カ プレゼンテーションの実施日時及び場所は、技術提案書提出要請通知に併せて通知する。

(2) パソコン等の使用

プレゼンテーションにおけるパソコンの使用を可能とするが、使用するパソコンは技術提案者が用意し自ら操作すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは法人が用意する。

3 審査項目及び評価基準

審査項目及び評価基準の詳細については、別紙「北海道療育園改築整備にかかる基本設計業務委託公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。2次審査は、審査項目ごとに各審査委員が評価点を付し、各委員の評価点の平均点を算出して合計点が最も高い者を設計候補者として選定する。なお、評価点の合計が同点となる者が 2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

4 審査結果の通知

(1) 審査結果は、令和 8 年 7 月 31 日（金）に参加者に通知を行う。

ア 設計候補者（最優秀者）及び次点者

イ 評価点数

ウ 設計候補者にあっては、今後の契約手続の旨

第 1 2 契約に関する基本事項

1 契約の締結

審査の結果、設計候補者として選定された提案者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。なお、設計候補者と協議が整わない場合、次点者と順次契約に向けての協議を行うものとする。ただし、受託候補者が第 10 のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、法人は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、法人は一切の損害を負担しない。

2 実施設計との継続性

本業務（基本設計）は、次段階の実施設計業務との一貫性および連続性を確保する合理的な理由があるため、本業務の契約の相手方を、将来の実施設計業務における契約の相手方予定者とする。ただし、本業務の履行成績が不良な場合、成果物が条件を満たさない場合、または予算の不成立等により事業計画に変更が生じた場合は、この限りではない。

3 契約保証金

免除する。

4 支払条件

完成払いとする。詳細については契約締結時に別途定める。

5 契約書作成の要否

要する。

第13 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び技術提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 提出書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 提出された技術提案書等の著作権は、提出した者に帰属するものとする。なお、提出書類に含まれる第三者の著作物の使用に関しては、参加者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (7) 参加申込書等の提出以後に参加の辞退をしても、以後における不利益な扱いはしない。
- (8) 本プロポーザルについて、参加者が1者の場合であっても、審査委員会において技術提案書等の内容の審査を行い、選定の判断を行う。

第14 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公開・交付開始	令和8年6月11日（木）
質問の受付期間	令和8年6月11日（木）～令和8年7月10日（金）午後5時
施設見学会受付期限	令和8年6月17日（水）まで
施設見学会	令和8年6月25日（木）・26日（金）午後1時30分～午後3時30分
参加表明書の提出期限	令和8年7月2日（木）午後5時

辞退届の提出期限	令和8年7月3日(金)午後5時
第1次審査結果の通知・技術提案書提出要請	令和8年7月3日(金)
質問に対する回答	令和8年7月15日(水)まで
技術提案書の提出期限	令和8年7月24日(金)午後5時
第2次審査(プレゼンテーション・質疑)	令和8年7月下旬
審査結果の通知	令和8年7月31日(金)
契約締結予定	令和8年8月上旬